

板橋区子ども家庭総合支援センター家族再統合のための援助事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、被虐待を理由に児童養護施設等に入所中又は養育家庭に委託中の児童及びその保護者と家族（以下「保護者等」という。）のうち家庭引き取りに向けて援助を行う必要がある者を対象に、東京都児童相談センター（以下「都センター」という。）が、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）の依頼に基づき家族再統合に向けたケア・サポートを行うことにより、児童及び保護者等の家族再統合を図ることに加え、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「区センター」という。）が関与する被虐待児童及び保護者等の関係性の改善、児童に対する虐待の再発防止を目指して、ケア・サポートを行うことにより、区センターの援助の一層の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ケア・サポート」とは、都センターの医師又は心理、福祉等の職員が、次条に規定する対象者に対して、第4条に掲げるグループ心理療法等のプログラムを実施し、区センターと協働しながら家族再統合に向けた援助に当たることをいう。

(ケア・サポートの対象者)

第3条 ケア・サポートの対象者は、次の各号のいずれかに該当する被虐待児童及びその保護者等のうち、家族再統合に際してケア・サポートを必要とする者であって、別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 児童養護施設に入所中の児童及び保護者等
- (2) 乳児院に入所中の児童及び保護者等
- (3) 養育家庭に委託中の児童及び保護者等
- (4) 都センター治療指導課において治療指導事業利用中の児童及び保護者等
- (5) 児童福祉司指導中の児童及び保護者等

(ケア・サポートの種類)

第4条 ケア・サポートの種類は、次の各号に掲げるものとし、各プログラムの内容、規模及び実施方法には別にこれを定める。

- (1) 家族合同グループ心理療法
- (2) 親グループカウンセリング
- (3) アフターケアのためのグループ心理療法
- (4) CAREグループ
- (5) 幼児通所グループ
- (6) 親子宿泊・交流スペース

(ケア・サポートの開始及び手続)

第5条 子ども家庭総合支援センター所長は、対象者についてケア・サポートが必要であると認め、かつ対象者がそれを受けることに同意した場合において、ケア・サポート依頼書（別記第1号様式）により、東京都児童相談センター所長（以下「都センター所長」という）にケア・サポートの実施を依頼するものとする。

2 都センター所長は、前項の依頼を受けた対象者に係るケア・サポートの開始を決定したときは、ケア・サポート開始通知書により、依頼を行った子ども家庭総合支援センター所長に

通知するものとする。

(ケア・サポートの経過報告等)

第6条 ケア・サポートは、区センター及び関係機関との連携をもって進めるものとし、ケア・サポートの経過は適宜、子ども家庭総合支援センター所長及び児童養護施設長、乳児院長又は里親に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた子ども家庭総合支援センター所長は、対象者についてケースワーク又は心理的ケアが必要な場合にはこれを行い、都センターとケア・サポートの進め方について協議するものとする。

3 都センターは、対象児童について協議の必要がある場合には、児童養護施設、乳児院又は養育家庭とこれを行うものとする。協議には区センターの児童福祉司及び児童心理司が参加するものとする。

(ケア・サポートの終了及び手続)

第7条 都センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、ケア・サポートの終了を決定するものとする。

(1) ケア・サポートが終了したとき。

(2) 対象児童及び保護者等が、正当な理由をもってケア・サポートの終了を希望したとき。

(3) 対象児童及び保護者等が、都センターへの通所を理由なく長期に中断したとき。

(4) 前三号に掲げるもののほか、ケア・サポートを継続する上で困難な事態が生じたとき。

2 都センター所長は、前項によりケア・サポートの終了を決定したときは、ケア・サポート終了通知書により、依頼を行った区センター所長に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項については子ども家庭総合支援センター所長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。